

法務省管警第 1 3 1 号

平成 1 9 年 6 月 4 日

入 国 者 収 容 所 長 殿
地 方 入 国 管 理 局 長 殿
地 方 入 国 管 理 局 支 局 長 殿
広 島 入 国 管 理 局 下 関 出 張 所 長 殿
福 岡 入 国 管 理 局 鹿 児 島 出 張 所 長 殿

法務省入国管理局警備課長 島 山 学
(公印省略)

被收容者の健康状態の管理について（通知）

本年 2 月，地方入国管理局の収容場で被收容者の体調が急に悪化し，搬送先の病院において肺炎で死亡する事案がありました。当該事案については，同局の対応に問題はなかったことが確認されていますが，遺族から収容中の医療に不信を持たれ，遺体の処理に手間取ることがありました。

ついては，被收容者の健康状態に一層の注意を払うとともに，常に最善の対応を願いたく，下記の措置を講じるよう通知します。

記

- 1 入所時においては，健康状態に問題があるのか否かについて十分に把握すること。加えて，漏れなく把握するための手順について再確認すること。
- 2 収容中においては，常に，被收容者の健康状態に係る訴え，あるいは動向に注意を払い，体調の変化に疑義がもたれる場合には，早い時期に医師の診察を受けさせること。
- 3 様態の急変があり得るということを念頭に置き，急を要する事態に素早く対応できるよう，普段からその初動措置の確認を励行すること。
- 4 さらに，幹部への報告ルートを確認し，幹部は事案の概要をよく把握し，時機を逸せず適切な指示をすること。
- 5 その他，誤投薬が生じないように，投薬の手順等について関係職員一同が再確認し，なお一層の留意をすること。